令和元年 8 月の豪雨および台風第１５号、第１９号による災害への義援金送付について

令和１年 11 月９日　豊友会本部

令和元年 8 月の前線に伴う豪雨災害、９月の台風第１５号、１０月の第１９号にともなう甚大な災害により、亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆さま、そのご家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。当該災害の激甚災害指定が内閣府より公布・施行されましたので、豊友会として「政府指定激甚災害への寄付内規」に準じて、義援金として

１）令和元年８月豪雨災害（佐賀県）　：　１０万円
２）令和元年台風第１５号災害（千葉県）　：　１０万円
３）令和元年台風第１９号災害（１都１３県）　：　３０万円
をそれぞれ日本赤十字社の当該口座に寄付いたしました。

被災地の一日も早い復旧・復興を祈念いたします。